

北栄町告示第 24 号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに、北栄町に意見を提出することができる。

令和 8 年 3 月 1 3 日

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

1 縦覧期間（2 週間）

自 令和 8 年 3 月 1 3 日
至 令和 8 年 3 月 2 6 日

2 縦覧場所

北栄町役場大栄庁舎 産業振興課 （北栄町由良宿 423 番地 1）

3 意見書の提出について

計画の暗に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

（1）提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。

（2）提出方法

意見書（様式自由）により直接持参又は郵送により書面で提出すること・

（3）提出期限

令和 8 年 3 月 2 6 日

（4）提出先

北栄町役場大栄庁舎 産業振興課（北栄町由良宿 423 番地 1）

(参考様式)

地域計画変更（案）に係る意見書

令和 年 月 日

1. 意見書提出者 ※意見書の提出は利害関係者のみ提出できます。

利害関係者：

(1) 個人

氏名： (連絡先)

住所：

(2) 法人（団体）

法人（団体）名：

代表者名：

所在地：

連絡先：

2. 意見書を提出する地域計画の地域

中北条水田地域・下北条水田地域・大誠水田地域・北条砂丘地域・大栄畑地域

3. 意見内容

--